

登録有効期限	平成	年	月	日から
	平成	年	月	日まで

建築士事務所の名称 **株式会社群馬設計一級建築士事務所**

登録申請者の氏名  
〔 法人の場合は名称  
及び代表者名 〕

**株式会社群馬設計**  
**代表取締役 群馬太郎**

建築士事務所の区分 **一級** ・ 二級 ・ 木造 建築士事務所

群馬県指定事務所登録機関 受付欄

第五号書式(第二十条関係)(A4)

法人の場合

正	副	<input checked="" type="checkbox"/> 一級 <input type="checkbox"/> 二級 木造
囲んで下さい。		

建築士事務所登録申請書  
(第一面)

※手数料受領確認印欄

〔記入注意〕

- ※印欄は、記入しないでください。
- 登録申請者氏名(法人にあっては、法人名と代表者の役職・氏名)を記載し法人の場合は代表者印、個人の場合は個人印を押印してください。
- のある欄は、該当する□の中にレ印を付けてください。
- 現登録年月日及び登録番号の欄は、更新の登録を受けようとする場合に記入してください。

一級  
 二級  
木造

建築士事務所の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は事実と相違ありません。

平成27年6月25日

法人名と代表者の役職・氏名を記載して代表者印を押印して下さい。

登録申請者氏名 株式会社群馬設計 代表取締役 群馬太郎 印

群馬県指定事務所登録機関  
一般社団法人群馬県建築士事務所協会会長 あて

建築士事務所名及びふりがなを記入して下さい。

建 築 士 所	ふりがな 名 称	かぶしがいいしや ぐんませつけい いっきゅうけんちくじむしょ 株式会社群馬設計一級建築士事務所	建築士事務所の所在地、郵便番号、電話番号を記入して下さい。
	所 在 地	群馬県前橋市大手町〇〇〇番〇〇 〒 371-8570 電話 027-223-〇〇〇〇	
	一級建築士事務所、 二級建築士事務所又は 木造建築士事務所の別	<input checked="" type="checkbox"/> 一級 <input type="checkbox"/> 二級 木造 建 築 士 事 務 所	

登 録 申 請 者	個人 あるとき	登記簿謄本に記載されている法人名及びふりがなを記入して下さい。	住所	〒	電話	建築士 の資格	<input checked="" type="checkbox"/> 一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> な し
	法人 あるとき	登記簿謄本に記載されている本店の所在地を記入し、郵便番号、電話番号を記入して下さい。	住所	〒	電話	建築士 の資格	<input checked="" type="checkbox"/> チェック。

建 務 理 所 を 管 理 す る 建 築 士	ふりがな 氏 名	ぐんま たろう 群馬 太郎	登録番号	第1111111号
	一級建築士、二級建築士 又は木造建築士の別	一級建築士	登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	
	管理建築士講習を 修了した年月日	平成21年5月10日	修了証番号	〇〇〇〇〇

現登録年月日 及び登録番号	平成 2 2 年 7 月 3 0 日 群馬県知事登録 第 9 9 9 9 号	管理建築士に関する記入欄： 氏名及びふりがな、建築士資格の級及び登録番号、管理建築士講習修了年月日及び修了番号を記入して下さい。
新規 <input type="checkbox"/>	更新 <input checked="" type="checkbox"/>	※ 登録年月日 及び登録番号
	平成 年 月 日 群馬県知事登録 第	

チェック。

更新申請の場合は、現登録年月日及び登録番号を記入して下さい。



(第三面)

役員名簿

〔記入注意〕

- 1 この書類は、申請者が法人である場合にのみ提出してください。
- 2 全ての役員についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の口の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

ふりがな 氏名	役名	生年月日
ぐんま 群馬 たらう 太郎 男	代表取締役	昭和33年3月3日
ぐんま 群馬 じろう 次郎 男	取締役	昭和40年5月8日
ぐんま 群馬 はなこ 花子 女	取締役	昭和38年9月20日
男		
<p><b>履歴事項全部証明書に記載のある役員を全員記載して下さい。</b></p> <p><b>※役員名簿に記載する対象者には、業務を執行する社員、取締役、執行役、社外取締役、代表権を有する支配人、若しくはこれに準ずる者(法人格のある各種組合の理事等)を記入して下さい。監査役、会計参与、監事及び組織上の支店長等は除きます。</b></p> <p><b>※「監査役」については、業務執行権を有さないため記載は不要となります。</b></p>		
男		
<p><b>※執行役員の記載について</b> 一般社団法人 新・建築士制度普及協会HPより:<a href="http://www.icas.or.jp/">http://www.icas.or.jp/</a> Q &amp; A NO.62 質問: 建築士事務所の登録申請において記載する役員一覧には、登記簿上に記載されない取締役でない執行役員についても記載する必要があるのですか。 回答: 当該執行役員が建築士法上の役員※にあたらぬのであれば、記載する必要はありません。 ※業務を執行する社員、取締役、執行役及びこれらに準ずる者をいい、社外取締役、代表権を有する支配人、理事等を含み、監査役取締役でない支店長は含まない。</p>		
女		
男		
女		
男		
女		
男		
女		

(備考)

別紙 有   
無  チェック。

※生年月日については和暦にて記入して下さい。



添付書類（ロ）

登録申請者が管理建築士を兼ねる場合。

# 略 歴 書

登録申請者  
管理建築士

[記入注意]

- 1 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
- 2 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

個人印を押印して下さい。

ふりがな		ぐんま たろう		生年月日		昭和33年3月3日	
氏名		群馬 太郎		印			
建築士の資格		一級建築士 <input checked="" type="checkbox"/>	登録番号	第 1111111 号	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）		
		二級建築士 <input type="checkbox"/>					
		木造建築士 <input type="checkbox"/>					
		なし <input type="checkbox"/>					
学歴	年月日	学校名及び学科名			卒業・修了・中退の別		
	昭和55年3月31日	〇〇工業大学 建設工学科			卒業		
職歴	期 間	勤 務			職名		
	年月 ~ 年月	(名称・所在地・電話番号)					
職歴	平成18年5月 ~ 現在	株式会社群馬設計 群馬県前橋市大手町〇〇〇番〇〇号 027-223-〇〇〇〇			代表取締役（設計・工事監理）		
	平成10年4月 ~ 平成18年4月	同 上			取締役（設計・工事監理）		
	平成5年4月 ~ 平成10年3月	前橋設計株式会社 群馬県前橋市元総社町〇〇-〇 027-255-〇〇〇〇			管理建築士（設計・工事監理）		
	平成5年1月 ~ 平成5年3月	就職活動期間					
職歴	昭和55年4月 ~ 平成4年12月	(有)高崎工務店 群馬県高崎市旭町〇〇〇〇 027-325-〇〇〇〇			建築士（確認申請・積算）		

設計・積算・工事監理など  
従事業務を記入して下さい。

所在地、電話番号の記入忘れが多いのでご注意ください。

略歴書（添付書類（ロ））の記入について

1. 登録申請者と管理建築士の略歴書をそれぞれ作成して下さい。  
(登録申請者が管理建築士を兼ねる場合、共通で1部作成して下さい。)
2. 学歴は学科まで記入して下さい。
3. 職歴は学校（最終学歴）卒業以降、空白期間のないようすべて記入して下さい。
4. 生年月日等は和暦にて記入して下さい。

添付書類（ハ）

## 誓 約 書

登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

平成 27 年 6 月 25 日

登録申請者の氏名又は名称 株式会社群馬設計 代表取締役 群馬太郎 印  
( 署 名 )

群馬県指定事務所登録機関  
一般社団法人群馬県建築士事務所協会会長 あて

代表者印を押印して下さい。

### 記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 成年被後見人又は被保佐人
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 5 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 6 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から起算して5年を経過しないもの）
- 7 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
- 8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（第八号において「暴力団員等」という。）
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 禁錮以上の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。）
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者(4に該当する者を除く。)

### [記入注意]

- 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 3から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記載してください。